

／高根沢町創業支援事業／

# 特定創業 支援等事業 受講料補助金

目的

新規事業の創出の支援を図り、もって産業の活性化と振興を促進すること

対象者

- ①町内において事業を開始する創業者
  - ②町内で事業を営む中小企業者、個人事業主
- ※金融業、保険業、不動産業及び風俗営業を営むものを除く。

対象経費

町の創業支援等事業計画が指定する特定創業支援等事業を受講したときの受講料

※同じセミナーを2回以上受講したときは1回限り

金額

補助対象経費額、上限5千円

条件

- ①町税及び町の公課に滞納がないこと
- ②フランチャイズ・システムに加盟して行う事業でないこと
- ③宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としないこと

流れ

補助金申請→交付決定→特定創業支援等事業受講→実績報告→額の確定→補助金請求→補助金交付

お問合せは  
こちらへ

高根沢町商工観光課 産業政策係



028-675-8108



machi@town.takanezawa.tochigi.jp